

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年9月2日

香川県高松港管理事務所 所長 久保 行広

1 入札に付する事項

（1）業務名

高松港旅客ターミナルビル及び周辺施設電力量計・水道量計取替（中央監視装置設定含む）
業務

（2）業務の内容等

別紙 高松港旅客ターミナルビル及び周辺施設電力量計・水道量計取替（中央監視装置設定含む）業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと。

（3）業務の実施場所

仕様書による

（4）業務期間

仕様書による

（5）入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札時まで、入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

県が契約書案の送付をする時まで、下記メールアドレスあてに提出すること。その際、電子メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

提出先：takamatsukokanri@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年9月14日（月）16時までに質問者名、質問事項を記した文書を次に示した場所に対して文書で行うこと。（電話、電報、ファクシミリ等による質問は受け付けない。）

回答は、令和8年9月15日（火）から令和8年9月16日（水）までの間（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）、香川県高松港管理事務所で閲覧に供するとともに、香川県ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>）で公開する。

郵便番号 760-0019

香川県高松市サンポート1番1号（高松港旅客ターミナルビル5階）

香川県高松港管理事務所

電話番号 087-851-3442 FAX番号087-822-2306

5 入札及び開札

（1）電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和8年9月18日（金）8時30分から令和8年9月18日（金）15時まで

（2）開札の日時

令和8年9月24日（木）9時

（3）開札の場所

香川県高松港管理事務所

（4）再入札

開札をした場合において、競争入札参加者の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再入札の入札期間及び開札日時については、再入札の実施が決定した後、電子入札システムにより、競争入札参加者に別途通知する。

6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否 否とする。

7 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年9月16日（水）までに入札保証金・契約保証金減免申請書を香川県高松港管理事務所に提出すること。審査の結果は、令和8年9月17日（木）に通知する。

①入札保証金については、次のア又はイの書類を提出し、審査の結果、適当と認められた方。

なお、審査において説明を求められた場合は、申請者の負担において完全な説明をしなければならない。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ 8に記載の「入札者の参加資格」を有する方で、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団

体と過去において当該入札の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行した方

- ・ 契約実績のある場合には、減免申請書に契約書の写しを添付すること。
- ・ 契約実績については、同一の法人によるものであれば、他の支店等の実績でもかまわない。
(※減免申請書の様式は、ホームページに登載している。)

②契約保証金については、①のイの書類審査の結果、適当と認められた方又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、適当と認められた方。

(1) 入札保証金

① 当該入札に参加する方は、上記により減免をされた場合を除き、開札開始時間の前までに、契約をしようとする金額（入札者の見積もった契約金額）の100分の5以上の入札保証金を納付すること。（※消費税等含んだ金額であるので注意すること。）

② 開札期日の前日までに納付する方

ア 現金で納付する方は、納付書を渡すので入札執行機関に申し出ること。（納付書により県の指定金融機関で納付すること。）

イ 保証金に代わる担保として、規則第150条に掲げる有価証券等で納付する方は、保管有価証券納付書（規則第71号様式）に必要な事項を記載し、有価証券等を入札執行機関の出納員に納付すること。（※規則第150条第1項第1号に掲げる国債等の有価証券の担保の価値は、その額面の100分の80に相当する金額となるので注意すること。）

③ 開札当日に納付する方

入札保証金等納付書（規則第66号様式）に必要な事項を記載して、現金又は保証金に代わる有価証券等を、開札開始時間の前までに入札執行機関の出納員に納付すること。

④ 入札保証金等を開札日の前日までに納付した方は、開札開始時間の前までに納付済通知書又は証券領収書を入札執行職員に提示すること。

⑤ 入札保証金等の還付

ア 開札当日に納付した方は、開札終了後直ちに還付する。

イ 開札前日までに納付した方は、開札終了後に現金の還付請求書（様式自由）又は保管有価証券還付請求書（規則第72号様式）を提出してもらい、後日還付する。（還付日は、還付手続き終了後に改めて連絡する。）

ウ 落札した方が納付した入札保証金は、契約締結後に還付する。

⑥ 代理人が保証金の納付、還付請求、還付を受けるときは、委任状を添えて手続きを行うこと。

⑦ 上記②のイ、③、⑤、⑥の手続きに必要な「保管有価証券納付書」等の様式は、ホームページに登載している。

(2) 契約保証金

① 落札した方は、上記により減免をされた場合を除き、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

② 保証金に代わる担保として、規則第150条に掲げる有価証券等で納付することができる。

③ 契約保証金は、契約の履行を確認した後で還付する。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 香川県内に本社、支社又は営業所を有すること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。

9 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、8の(1)(4)(5)(6)の要件を満たすことを証明する書類（入札参加資格確認書類）を令和8年9月16日（水）15時までに、4に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和8年9月17日（木）16時までに通知する。

（入札参加資格確認書類）

- ①一般競争入札参加資格確認申請書
- ②競争入札参加者に関する事項
 - ・会社所在地、商号（名称）、代表者名、代表電話番号、担当者名 等
- ③誓約書

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

次の各号の一つに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 8に記載の「入札者の参加資格」のない方がした入札
- (2) 入札者等が連合して入札したと認められる場合
- (3) 入札に際し不正の行為があった場合
- (4) 入札者等が同一の入札について2以上の入札をした場合
- (5) 入札保証金の納付がないとき、又は不足する場合（免除された事業者を除く）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本公告等で指示した条件及び契約担当者があらかじめ指定した事項に違反した場合

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

13 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

14 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 履行の確認・支払い

- (1) 契約の履行を完了した時は、その旨を届け出て、検収（検査）を受けること。
- (2) 香川県が行う検査に合格した後、請求書を提出してもらい、指定の金融機関の口座に請求額を振り込む。なお、契約期間内に履行されなかった場合は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、契約金額のうち納入未済部分に相当する額に当該納入期限が経過した日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率を乗じて計算した額を遅延損害金として徴収するので注意すること。

16 その他

落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。